

# 東海支部開設 20 周年記念事業論文公募 「知的財産で育てる〇〇」結果報告

日本弁理士会東海支部

平成 28 年度支部長 小西 富雅,

平成 28 年度副支部長 中村 敬, 山田 強, 加藤 光宏

## 要 約

日本弁理士会東海支部（以下、「東海支部」）は、平成 29 年 1 月で開設 20 周年を迎えるにあたり、記念事業として、一般市民を対象とした論文の公募を行った。「知的財産で育てる〇〇」（〇〇には、東海にちなんだ内容で自由に考えて、提言をお願いします）というテーマで、最優秀賞（1 編）20 万円、優秀賞（2 編）10 万円、佳作（4 編）5 万円を掲げて全国の市民を対象に公募したところ、24 通の応募があり、最優秀賞の該当者はなかったが、優秀賞 3 編、佳作 4 編が選出された。

応募作品からは、受賞作品\*に限らず、知的財産の多様な可能性を感じられる提言が得られた。これらの提言が、知的財産、弁理士の新たな方向性を見いだすヒントになることを願う次第である。

\* <http://www.jpaa-tokai.jp/20th/ronbun.html>

## 目次

1. はじめに
2. 企画および結果概要
3. 論文から得られた提言等
4. まとめ

### 1. はじめに

日本弁理士会東海支部（以下、「東海支部」）は、平成 29 年 1 月で開設 20 周年を迎えた。東海支部では、記念事業として、平成 29 年 1 月 27 日に知的財産セミナー、記念式典、記念パーティを開催することを決めたが、20 周年という節目を考え、1 年間を通じて取り組む記念事業も行いたいと考えた。かかる事業の一つが、企業支援であり、もう一つが一般市民を対象とした論文の公募である。

企業支援とは、東海支部の地区内の企業から 3 社を選択し、各社に弁理士 3 名ほどからなる支援チームを編成して数回訪問し、各社の新規開発、研究等を支援するという企画である。弁理士知財キャラバンの支援内容をより充実させたものと言ってもよいかも知れない。企業支援の成果は、20 周年記念の知的財産セミナーで発表した。

本稿では、もう一つの企画、即ち、一般市民を対象とした論文の公募について、詳細に紹介したい。

### 2. 企画および結果概要

#### (1) 企画検討

論文公募を行おうと考えた発端は、東海支部の 20 周年を一つの節目と考えたときに、今後の方針につながる企画を行いたかったからである。一般市民を対象とした公募により、外部からの知的財産、弁理士全体、そして東海支部に対する新鮮な意見が得られるのではないかと考えたのだ。また、公募に応募しようとする方は、少なくとも知的財産や弁理士について調査・勉強をした上でないと論文が書けないはずだから、知的財産等に対して関心を抱いていただく契機になるのではないかと考えた。

しかし、論文の公募において応募総数を確保するのはたやすいことではない。そこで、株式会社公募ガイド社の力を借りることにした。同社は、「公募ガイド」という公募専門の月刊誌を刊行している、いわば公募のプロである。平成 28 年 1 月早々に、東海支部の担当副支部長（当時予定）が同社を訪問し、企画内容について検討を深めた。

当初は、応募総数を確保するためにも最優秀賞の賞金は 50 万円ほど必要ではないかと考えていたが、同社からは、最優秀賞の賞金が高すぎる場合、募集要綱（作品に求める文字数その他の応募要件）がハイレベルにならざるを得ず、応募総数を確保するという意味

では好ましくないとのアドバイスをいただいた。その上で、過去の各種論文の応募要綱を参照して、賞金の金額、文字数その他の企画をつめていった。

こうして完成した素案を、同年 3 月末に、日本弁理士会の役員会で審議いただき、賞金額やテーマなどを修正して、最終的な企画内容が固まった。

テーマは当初、「知的財産の将来と弁理士の在り方」としていたが、役員会において、東海支部の企画なのだからテーマは東海に限定した内容とすべき、との意見をいただき、「知的財産で育てる〇〇」（〇〇には、東海にちなんだ内容で自由に考えて、提言をお願いします）とした。

賞金は、それぞれ最優秀賞（1 編）20 万円、優秀賞（2 編）10 万円、佳作（4 編）5 万円である。

応募資格について特別な要件は設けなかったが、弁理士を除外した。これは東海支部が主催する公募企画において、弁理士が受賞者となった場合、いわゆる「お手盛り」とみられるおそれがあると考えたからである。弁理士を外した点については、「知的財産の専門家を外してどうするのか？」と言ったご批判も少なからずいただいた。しかし、弁理士だけが専門家ではないし、今回の公募企画ではむしろ弁理士以外の外部の意見を聴きたいという点に狙いがあったので、弁理士を除外することで公募の意義が損なわれたとは考えていない。

## （2）広報

公募ガイド社への依頼には、企画段階のプランニングの他、同社が発行する公募ガイド誌への広告掲載、同社のホームページへの掲載、同社が普段広報している全国各大学へのチラシの発送が含まれる。公募ガイド誌には、表紙の裏面全面にチラシと同一内容の公募広告が掲載された。また翌月からは、平成 28 年 9 月 30 日の応募締切を過ぎるまで、本誌内に 4 分の 1 ページ相当の公募広告が掲載された。チラシは、11,000 枚を全国の大学に発送した。

その他に東海支部とつながりのある団体には別途、チラシを発送し、また東海支部の会員の人脈を利用して、各所にチラシを拡散した。

このように広報については、公募ガイド社を通じて、「公募」に関心のある市民への周知と、東海支部が培ってきた関係を利用して「知的財産」に関心のある市民への周知との両側面を意識して進めた。

## （3）応募者・応募作品への対応

応募作品は、公募ガイド社の特設ホームページを通じて応募する方法を採用した。併せて、公募ガイド社に郵送されたもの、メールで送付されたものも受け付けた。応募作品のほとんどは、ホームページを通じての応募であり、その他の方法は約 5 通程度であった。

応募作品については、公募ガイド社が一括して受付、締切日後にまとめて送付してくれた。応募作品の処理のみをとっても非常に負担は軽減されたと思われる。

応募累計の推移は、平成 28 年 7 月初旬で 3 通、8 月中旬で 7 通、9 月 29 日（締切前日）で 16 通、最終的に 24 通となった。締め切りギリギリに応募した作品が約 3 分の 1 を占めたことになる。オンラインで提出でき、郵送の時間遅れを考慮しなくて済むため、締め切りギリギリまで推敲を重ねての応募だったのかも知れない。

作品の応募総数は 24 通であった。応募者の地域別に見ると、愛知県(11)、神奈川県(5)、静岡県(2)、三重県(2)、東京都(2)、大阪府(1)、広島県(1)となっており、東海地区以外からも多数の応募があったことが分かる。年齢的には、10 代(2)、20 代(2)、30 代(5)、40 代(3)、50 代(6)、60 代(6)という内訳であった。

企画時には、応募総数 100 通を目標としていた。結果は 24 通であったため、目標には遠く及ばなかったことになる。公募ガイド社の力も借りて過去の公募例の比較等を踏まえて原因分析したところ、次のような事実が見えてきた。論文の場合は、応募数が 1~50 件となるケースと 1000 件以上となるケースに二極化する傾向にあり、両者を分けるのは、「賞金額」や「告知方法」よりもむしろ「応募できる母体の多さ」によると考えられるのである。つまり、今回の公募では、「知的財産」という特殊な分野と、「東海」にちなんだ内容という地域的な制限の 2 つの要因があいまって、応募できる母体が非常に限られてしまったのではないかと考えられる。しかし、このように限られた母集団の中とはいえ、24 通の応募があったことは、一定の手応えのある結果と言って良いのではなかろうか。

## （4）審査

作品は、東海支部会員による 1 次審査と、外部の審査員による 2 次審査で行った。作品の中には、応募作品に対して、論旨不明なもの、知的財産の誤解などテーマに明らかに外れているものなど一読して「落



選」と判断されるものも相当数含まれていた。また、部分的には斬新な視点からの提言が述べられているものの論文全体としては論旨にまとまりのないものも見られた。結果として、1次審査は8作品が通過した。

2次審査は、鈴木将文氏（名古屋大学教授）、平林拓也氏（愛知県弁護士会）、青木昇氏（日本知的財産協会）に依頼した。学問的な視点、法律的視点、産業界からの視点からそれぞれ審査いただくことを考慮して人選した。審査に際しては、あまり細かな審査基準を設けることなく、公募のテーマに照らしてふさわしいか、という観点で評価いただいた。論文である以上、内容の説得力や、現実の知的財産制度を踏まえた提言となっていることも重要であるし、公募の趣旨を考えると、知的財産を東海地方の発展に役立てる斬新な提言という視点も重要となる。2次審査では、三人の外部審査員に個別に評価していただいた結果を集計し、最終の審査結果を決定した。

#### （5）受賞者

審査の結果、受賞者の氏名（敬称略）および作品名は以下の通りであった。審査結果については、本人に郵便にて通知すると共に東海支部のホームページで発表した。また受賞作品も、東海支部のホームページに掲載した。

#### ＜最優秀賞＞

該当なし

#### ＜優秀賞＞

世良 清 知的財産で育てる「地学地働」の心～商業高校での知財教育の実践をもとに

徳本 剛隆 知的財産で育てる水素社会

岡本 徳隆 知的財産で育てる中小企業の技術トリ

クルダウン

#### ＜佳作＞

昆 卓也 知的財産で育てる「音楽の街」

大山 栄成 知的財産で育てる東海の工業デザイン

増山 和晃 知的財産で作る東海のものづくり

松久保 博章 知的財産で育てる東海の地域経済

#### （6）表彰式

論文の受賞者には、平成28年1月27日に名古屋観光ホテルで開催された東海支部の開設20周年記念式典において東海支部の支部長による表彰を行った。なお、表彰式に出席された受賞者も含め、賞金は全て振り込みまたは東海支部で直接手渡しする方法で支払った。

### 3. 論文から得られた提言等

以下にそれぞれの公募作品の概要を紹介する。

#### （1）知的財産で育てる中小企業の技術トリクルダウン（岡本徳隆氏）

大企業の売上げが上昇しても、中小企業への経済トリクルダウンは生じていないという現実を踏まえ、我が国のものづくりを支えている東海地域では、大企業の有する「未利用特許を中小企業に活用させることで、知財のトリクルダウンを促すことが東海地域の中小企業の新たな発展につなげる上で有効である」と述べる。しかし、そのためには、「利用する側が現物として判断できるより詳細な情報提供」、「市場規模や将来予測などのマーケティング情報」、「発明者が中小企業に協力する体制整備」などが必要であると提案する。そして、より具体的な施策として、「パテントマッチング展示会」、「知的財産流通促進巡回指導事業」、「パテ

ント活用コンソーシアム開発事業」の3つを提案している。

### (2) 知的財産で育てる水素社会 (徳本 剛隆氏)

「現時点で世界中の自動車産業の中で市販車としてのFCVを販売している企業はトヨタ自動車と、これまた東海地方に始まった本田技研工業の2社だけである」という事実を踏まえ、2ヘクタールの広大な土地に太陽光パネルを並べたのと「同じ発電能力を10台のFCVに搭載された燃料電池で賄うことができる」点に着目し、「東海地域で水素生産—FCV—地域への電力供給を一つのシステムとして構築できれば、海外に車だけでなく、FCVを含んだ社会システムを輸出できることになる。こうなれば、地域への経済波及効果は極めて大きく、また、東海地域が断然優位に立てる。」と提言する。そして、「東海地域が保有する優位性のある水素社会関連技術に関する知的財産の新たな形での新結合を進め、社会が大きく変わるイノベーションにまで高め、世界で優位な立場を保ち続けるためには、水素活用社会、とりわけ水素燃料電池車を移動のみでなく社会全体で活用していくための多種多様な発明(インベンション)の知的財産を水素社会の実現に取り組む参画者が容易に活用できる状況を国が中心となって構築することが必要だと考える。具体的には水素関連特許プールとその参画者への水素消費にかかる国家プロジェクト支援である。」と述べる。

### (3) 知的財産で育てる「地学地働」の心～商業高校での知財教育の実践をもとに (世良 清氏)

地学地働とは「地域で(を)学んで地域で働く」という意図を込めた筆者の造語」とのことである。筆者は高校での教育経験を踏まえ、「高校での知財教育は、産業財産権の制度や意義を理解したうえで権利化の実務を範囲とする狭義の知財教育と、権利化を活用したビジネスモデルの構築などを経て、地方再生・地域活性化に貢献できる人材を育成する広義の知財教育の統合」を目指すべきとし、それが、筆者の言う「地学地働の実現でもあり、産業と文化の発展をあわせ目指すものである」と述べる。そして、「狭義の知財教育の観点からは、知財に関する知識や技能を持った人材の育成には、高校での知財教育がその役割を持つ」とし、「新技術の開発を担う業務製造や販売などの現業部門と、弁理士の間立って意思疎通を担う「知財インタ

プリタ」の養成」を図るとする。「一方、広義の知財教育の観点からは、産業財産権の権利化について扱うだけではなく、広くビジネスモデルを構築すること、さらには、それが地域社会の活性化に対してどのような効果があるのか、しっかりと理解させることが重要になる」と述べる。このように「狭義・広義を統合した知財教育が、地域に根ざした知財教育」であり、「地域活性化に貢献するに違いない」と提言している。

### (4) 知的財産で育てる東海の地域経済(松久保博章氏)

知的財産が高付加価値へと転化していくプロセスを、「人材育成 → 研究 → 成果(知的財産の生成) → 付加価値の実現」と捉える。そして、「人材育成」については、「東海地域の高等教育において、幅広い知的財産に関する情報を提供し、かつ教育現場において、学生個々の独創性を授業の評価対象とすること」、「研究」については、「東海地域の産業に貢献できる知的財産を創造する研究に取り組んでいる研究者を地域全体で支え、研究の内容に応じた一定の補助をする」こと、「成果(知的財産の生成)」については、「一元化した国際的な知的財産登録ネットワークの構築」を、「付加価値の実現」については「知的財産権の独占的使用という観点からすれば、一見逆行しているように見えるかもしれない。東海地域全体の経済発展を考えた時、従来の研究開発競争ではなく、研究開発協働化という視点を持つことが、地域経済全体にとってプラスの効果を生ずる」と提言する。

### (5) 知的財産で育てる「音楽の街」(昆卓也氏)

「違法ダウンロード経験者のうち、50.5%が「ダウンロードが違法であることを認識していた」と回答している。つまり、自身の行為による著作権侵害を認識した上で、敢えて違法行為を行っている」という事実分析を踏まえ、「音楽ファイルのダウンロードが違法であること」を啓蒙するのではなく、「違法音楽ファイルが流通することによって多くのアーティストが困窮し、音楽制作やライブ活動を続けられなくなってしまうこと」を明確に訴える、従来とは異なるアプローチでの知財啓蒙活動」を提言する。

### (6) 知的財産で育てる東海の工業デザイン (大山栄成氏)

東海中小企業の経営戦略の一つとして、「製品のラ

ライフサイクルの短縮、事業のグローバル化など、ビジネス環境の変化に伴い、企業にとって、意匠制度の活用がますます有効」と提言する。具体的には、「デザインの完全なる模倣、いわゆるデッドコピーに対して迅速に対抗できる」点、「権利取得の迅速性」、「ライフサイクルが短い製品のデザインに一定の保護を求める場合には意匠制度の利用が適している」点、「製品のデザインをブランドとして確立する際にも有効に利用」できる点を挙げ、「特許と意匠とを同時に出願した場合、特許権の存続期間が満了したあとも意匠権を一定期間だけ長く存続させることができるというメリットがある」と指摘する。そして、「実際に形のある製品を作る製造業が盛んな東海地域の中小企業からは、時間をかけて試行錯誤を行った工夫と技術の結晶である、多くのデザインが日々生み出されており、それらのデザインを模倣から守り、自社のブランドとして確固としたものとするために、意匠制度の活用を官民一体となって推進することが期待される」と述べる。

#### (7) 知的財産で作る東海のものづくり(増山 和晃氏)

「個人の趣向の多様化という社会的環境変化が進む一方、少子高齢化、地球環境問題、防災対策など社会課題解決に対するニーズが高まる中、製造業においては多品種少量生産の流れになっていると思われる。このような中では大ヒット製品は生まれにくい反面、細かいマーケットニーズを先取りできた商品が高利益率を生む可能性が高くなっている傾向が強くなり、よって個人の発明くふうやアイデアが成功しやすい背景となっている。売上高は大きくなくても利益率の高い製品を作り(ママ)技術は大企業よりも寧ろ中小・ベンチャー企業や、個人のほうが向いており、よってこれらの知的所有権の取得活用による経済効果や国力向上に寄与する可能性が今後ますます高くなっていくと思われる。このようなことから、学生児童発明くふう展に加え、個人向けには大人の発明くふう展や初めての特許出願への支援を行っていくことが多様な働き方や生産性や付加価値の向上引いては東海地区の「ものづくり」製造業の発展や日本全体の発展にも寄与する」と提言する。

#### (8) その他の作品

その他の作品においても、次のような趣旨の提言がなされた。

山本洋資氏は、「知的財産の仕組みが高齢者向けの製品の開発や社会福祉の発展に大きく貢献している」と指摘をし、福祉と知的財産という視点を提案した。関根和哉氏は、「お金はなくなるが、知的財産は無くなるから、知的財産を子供に伝えることで未来に投資する」と述べている。また、桂川力氏は「日本から外国に、原材料、資材等と知的財産を無償または廉価で輸出、供給し、その外国の企業等が日本向けに付加価値を高めた生産物を日本向けに輸出する仕組みによって円安へと導く」というように、知的財産を経済対策のツールとして活用する新しい方策を提案している。服部匡起氏は、「南海トラフでの災害を想定し、風評被害を回避するために地域団体商標を有効活用する」とし、昨今、連続する災害による被害を知的財産で軽減するという視点での提案をしている。水谷節子氏は、「技術開発やノウハウは表舞台なのであろうが、他人を思いやるところからその原点は始まっているのではないかと述べ、技術開発等についても「思いやり」がキーワードとなり得るのではないかと提言している。

いずれも、新たな視点を与えてくれる提言であった。

一方、公募論文のテーマとしての「知的財産」についての誤解も見られ、八丁味噌などの発酵文化や、伊豆を舞台とする文学(著作権という意味ではない)などの文化を知的財産と捉えている作品も見られた。「知的財産」自体が一般に十分に浸透していないことを認識させられる。

## 4. まとめ

東海支部の論文公募企画について紹介した。東海支部にとって本格的な公募に取り組んだのは初めてのことであり、改善の余地がない訳ではない。応募総数も当初の目標 100 件には満たなかった。

しかしながら、作品から得られた提言は、知的財産の多様な可能性を感じられるものであった。応募総数は 24 通であったが、作品の応募までは至らないまでも知的財産のこと、弁理士のことを考えてくれた市民はもっと多かったであろう。

本稿で紹介した提言は、東海支部だけのものではない。これらの提言が、知的財産、弁理士の新たな方向性を見いだすヒントになることを願う次第である。

(原稿受領 2017. 2. 12)